

電子取引の決済における 情報セキュリティと民事責任

中央大学大学院
金融庁総務企画局企画課
金融研究研修センター
専門研究員 吉田祈代

決済に関わる情報漏えい事故の現状

● 金融庁の点検結果（平成17年7月22日付報道資料）

（2）紛失等が発覚した機関数と紛失等が発生した資料の類型

○一斉点検の結果、紛失等が発覚した機関数 （全1,069機関中）	287機関 〔26.8%〕
○紛失等が発生した資料の類型（複数回答）	
➢書類	215機関
➢コムフィッシュ（COM）	163機関
➢CD-ROM	9機関
➢MO	2機関
➢その他（フロッピーディスク等）	9機関

（注）〔 〕内は一斉点検を実施した全金融機関（1,069機関）に対する割合。

（3）紛失等が発覚した個人情報の先数

○紛失等が発覚した個人情報の先数	約678.0万先	〔100.0%〕
①紛失・所在不明	約677.8万先	〔99.9%〕
i)誤って廃棄した又はその可能性が高いもの	約672.9万先	〔99.2%〕
ii)その他の紛失・所在不明のもの	約4.9万先	〔0.7%〕
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1先)	—
②誤送信／誤送付	約0.2万先	〔0.03%〕
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1先)	—
③盗難	1先	〔0.0%〕
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1先)	—

（注）〔 〕内は紛失等が発覚した個人情報の先数（約678.0万先）に対する割合。

決済に関わる情報漏えい事故の現状

<新たな手口の出現>

- フィッシング詐欺
- スパイウェア
- ATMにカメラ設置...etc.

(参考)夏休み期間における情報セキュリティに係る注意喚起～フィッシングやスパイウェアへの対応について～（平成17年7月20日付報道資料）

情報漏えい事故の類型

A) 故意に漏えい(例:他社に名簿を開示)

B) 故意によらない漏えい

b)-1-1 内部者の故意・過失による漏えい

b)-1-2 内部システム誤動作等による漏えい

b)-2 外部者の行為による漏えい

(ハッキング, スパイウェア, 隠しカメラ設置等)

※b)-1,2は現実には複合する場合が多く特定困難。

結果:個人情報が流出→悪用(なりすまし等)

1 検討対象について

検討目的: 個人情報漏えいによる

損害が生じた場合の関係者間の責任分担

「電子取引の決済における

情報セキュリティ」

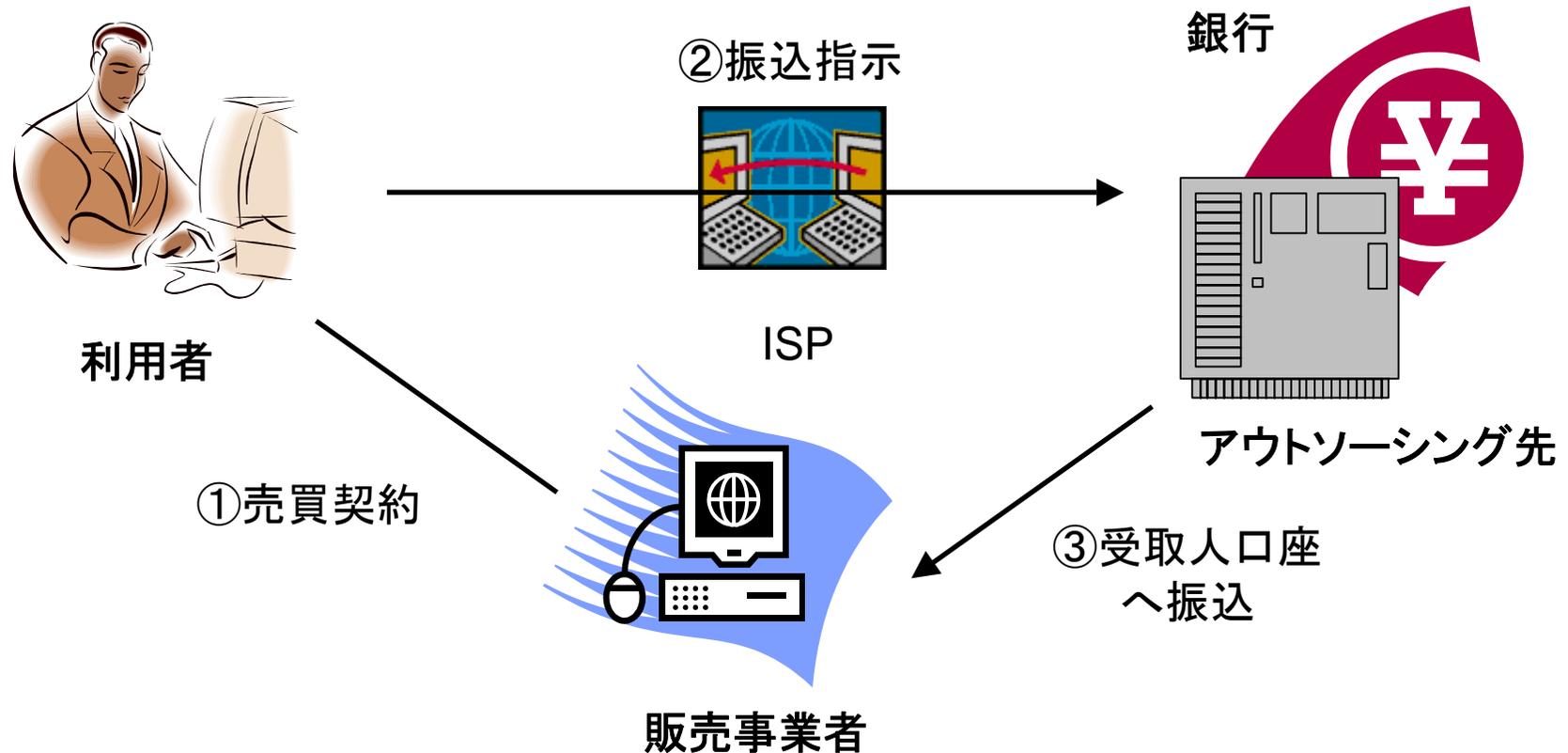
インターネットバンキング
クレジットカード決済

個人識別情報・信用情報

機密性, 完全性...

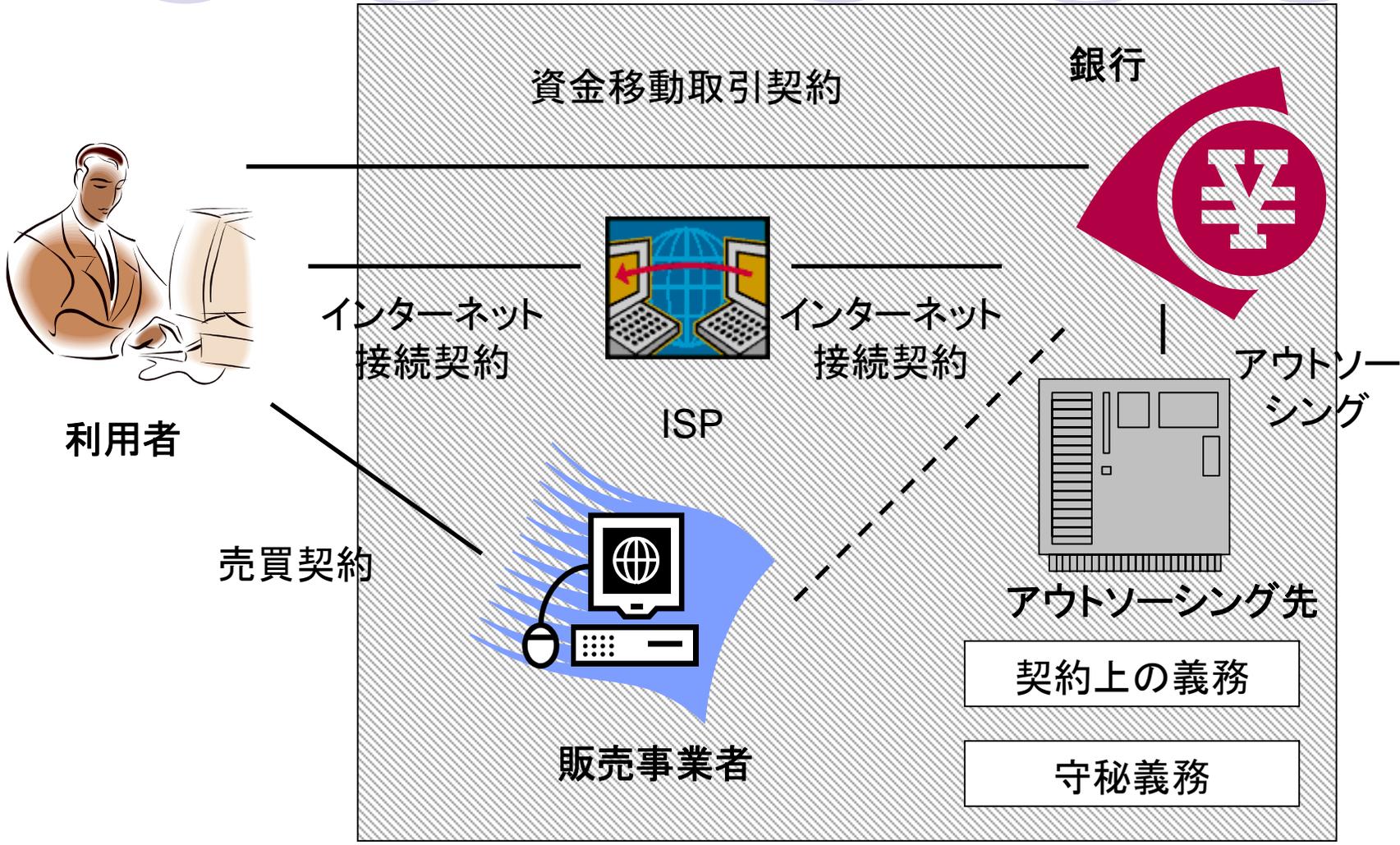
視点: 消費者保護

2 決済における関係当事者の契約関係と情報に係る事業者の義務



● 2-1 インターネットバンキングによる振込の場合

2-1-1 関係当事者の契約関係 (インターネットバンキングの場合)



責任分担に関する実質的考察

－関係者間の責任分担

＜インターネットバンキングの場合＞

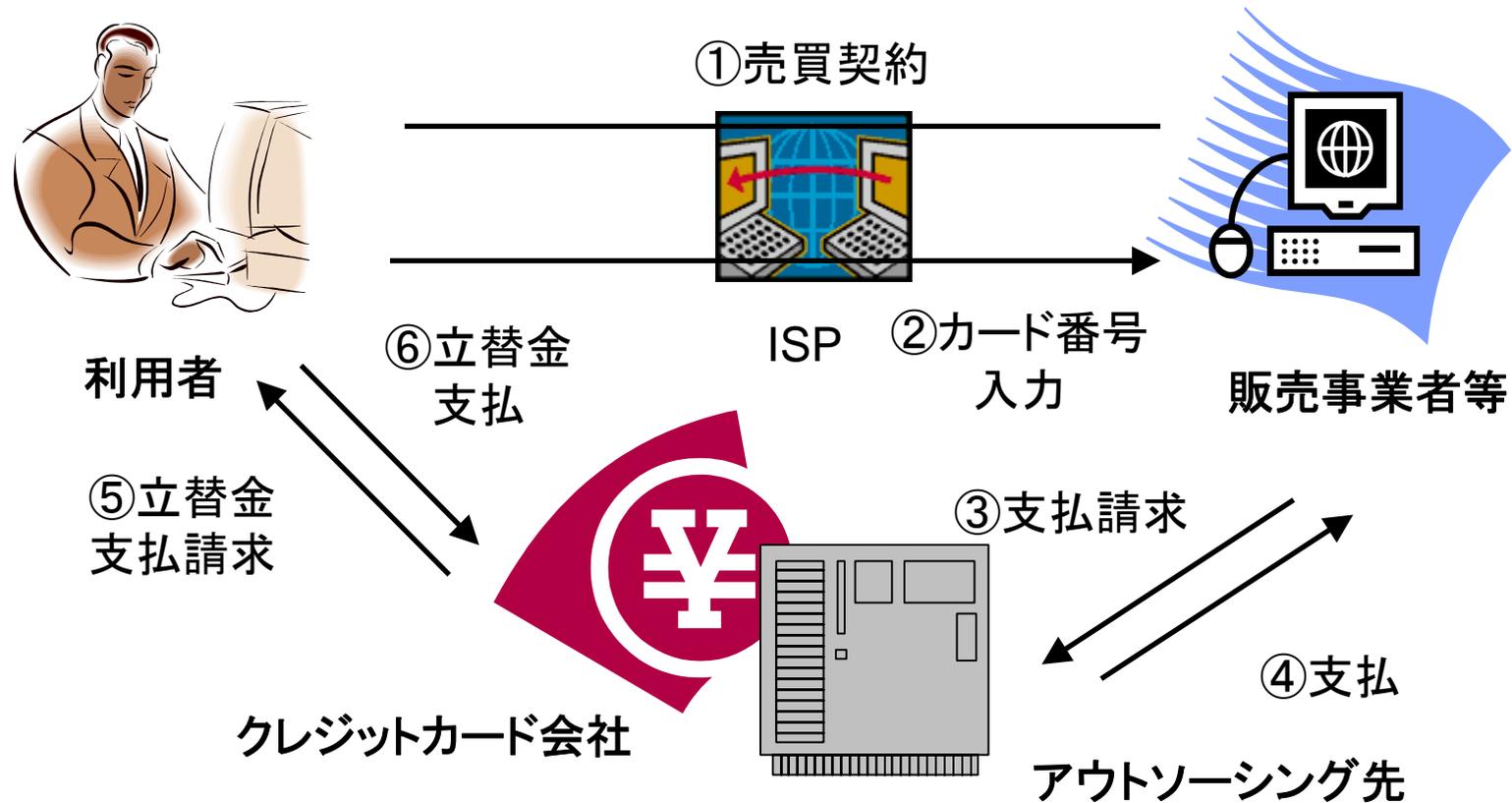
利用者としては...

- ISP: 提供役務が接続サービスに限定
- 銀行: 決済に必要な情報を保有
- アウトソース先: 履行補助者(利用者と契約関係なし)
- 販売業者等: 決済に不関与
→ 銀行に責任追及

銀行と他の事業者では...

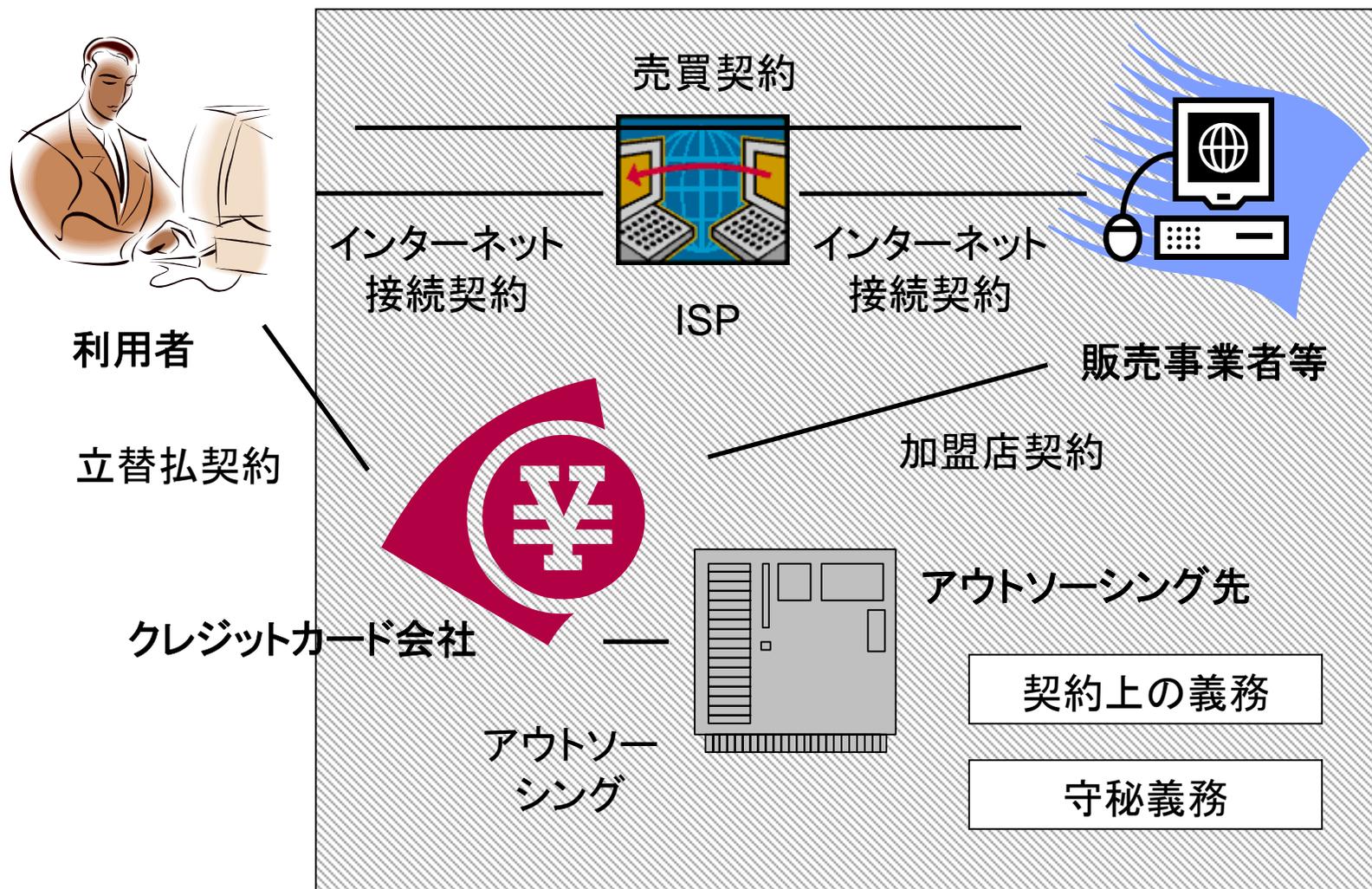
- ISP: 提供役務が接続サービスに限定(但し機密保持契約等の可能性)
- アウトソース先: 情報管理措置について契約上の義務あり
- 販売業者: 契約特になし
- 利用者: 免責条項、情報提供

2 決済における関係当事者の契約関係と情報に係る事業者の義務



● 2-2 クレジットカード決済の場合

2-2-1 関係当事者の契約関係 (クレジットカード決済の場合)



責任分担に関する実質的考察 －関係者間の責任分担

＜クレジット決済の場合＞

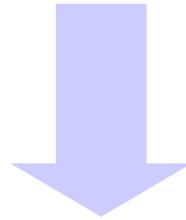
利用者としては...

- ISP: 提供役務が接続サービスに限定
- クレジット会社: 決済に必要な情報を保有
- アウトソース先: 履行補助者(利用者と契約関係なし)
- 販売業者・モール事業者: 情報を保有するも利用者の意識△
- → クレジット会社に責任追及

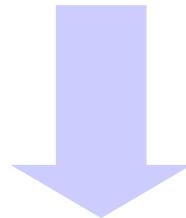
クレジット会社と他の事業者では...

- ISP: 提供役務が接続サービスに限定(但し機密保持契約等の可能性)
- アウトソース先: 情報管理措置について契約上の義務あり
- 販売業者等: 加盟店契約、情報管理措置についても
- 利用者: 免責条項、情報提供

責任分担に関する実質的考察 －関係者間の責任分担



- 銀行・クレジット会社には他社・利用者との契約によるリスクの分担の可能性はあるが，利用者にはない。



- 基本的には銀行・クレジット会社に責任を負担させ，関係者間で分担を決める方向で...

3 情報漏えい事故における責任追及場面 での問題点

消費者から事業者に対する

損害賠償請求のための法律構成

① 契約上の義務違反

- 約款上の義務(第三者提供等)
- 信義則上の付随義務(≡ポリシー等)

② 不法行為(民法709条, 715条等)

- 故意による場合
- 過失による場合: 注意義務違反

3 情報漏えい事故における責任追及場面 での問題点

A) ある事業者が故意に漏えいした場合

<契約上の義務>

- ①債務不履行
 - 約款上:違反
 - 付随義務:違反
- ②損害の発生
- ③因果関係

<不法行為>

- ①権利侵害・違法性
(プライバシー該当性、
正当事由の有無)
- ②故意
- ③損害の発生:流出自体
- ④因果関係

当該事業者には損害賠償請求が認められる。

3 情報漏えい事故における責任追及場面 での問題点

B) ある事業者から故意によらず漏えいした場合

B)-1-1 内部者の故意・過失による漏えい

<契約上の義務>

①債務不履行

● 約款上・付随義務

の具体的内容

→ 監督義務違反

②損害の発生

③因果関係

<不法行為>

使用者責任(715条)

①従業員の不法行為

②指揮監督関係

③事業の執行について
外形標準説(判例)

3 情報漏えい事故における責任追及場面 での問題点

B) ある事業者から故意によらず漏えいした場合

B)-1-2,2 内部者の故意・過失によるか不明な漏えい

<契約上の義務>

①債務不履行

● 約款上・付随義務

=規範的要件

≡不法行為の過失

②損害の発生

③因果関係

<不法行為>

①権利侵害・違法性

②過失

注意義務違反

②損害の発生

③因果関係

3 情報漏えい事故における責任追及場面 での問題点

<過失による漏えい事例>

①権利侵害・違法性

- 個人情報保護法の存在⇨取締法規
- 被侵害利益と侵害態様の相関関係
→ 被侵害利益の意識の高まり

②過失：注意義務の具体的内容

- 安全管理措置等 → 不明確
- 立証上の問題：消費者に立証資料なし

3 情報漏えい事故における責任追及場面 での問題点

<過失による漏えい事例>

④因果関係

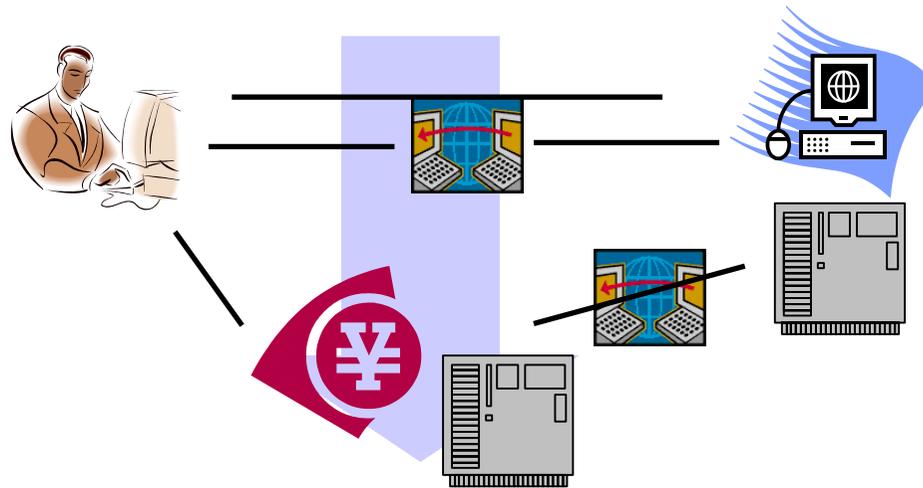
特定事業者の過失が立証できたとしても...

- 関係事業者多数 → 漏えい源の特定困難
- 特定事業者から漏えいした情報が別の事業者から漏えいした情報と併せて悪用された場合(単独では悪用できない場合)

3 情報漏えい事故における責任追及場面 での問題点

過失による不法行為に基づく損害賠償請求場面

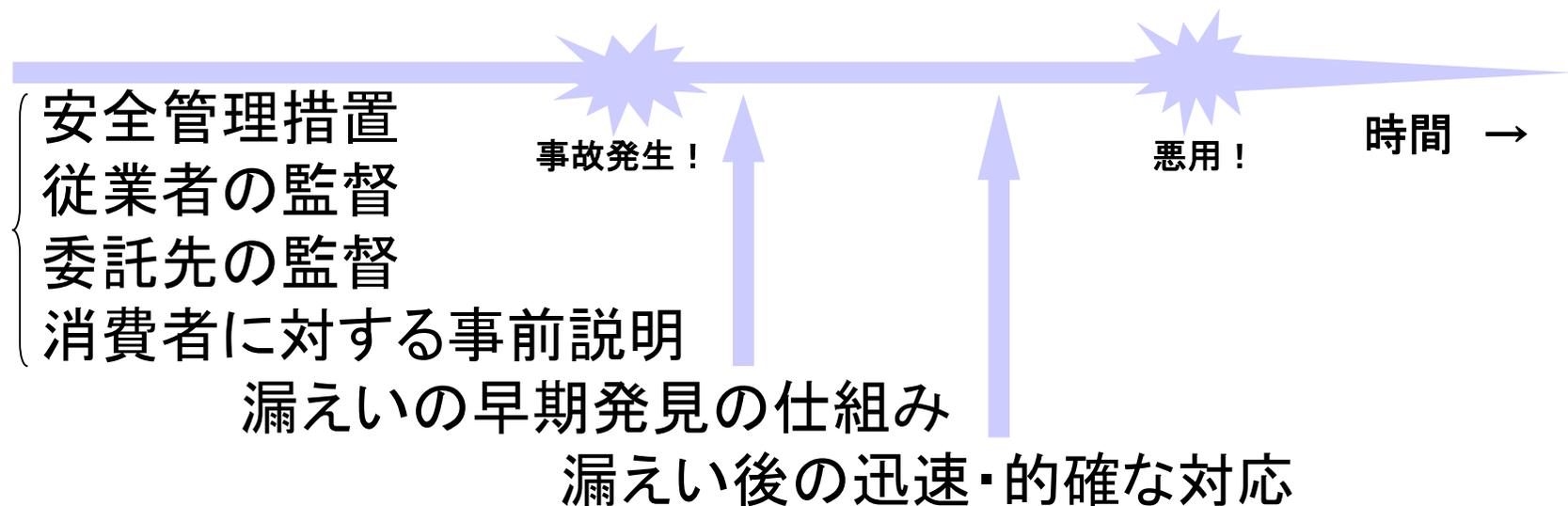
- 注意義務の内容の不明確性・立証資料の偏り
- 関係者多数→漏えい元特定の困難性
- 複数の情報が別の事業者から漏えいしたことによる損害



過失・因果関係立証の困難性

4-1 現状における問題点解決の一方策

- 具体的注意義務の内容の不明確性
→ 各種ガイドラインや裁判例等による明確化



4-1 現状における問題点解決の一方策

＜注意義務の具体的内容の例＞

＜事前措置＞

- 安全管理措置：①個人情報保護に関する規程の整備、②個人情報保護のための組織体制の整備、③物理的・技術的安全管理措置の整備等
- 従業員の監督内容：①採用時の契約、②教育・研修の実施、③遵守状況の定期的な点検等
- 委託先の監督内容：①委託先の選定（選定基準）、②委託契約における明確な定め
- 漏えいの早期発見の仕組み（定期的な確認等）
- 漏えい事故発生時の対応（人的セキュリティ）：連絡体制等
- 消費者が自ら回避しうるリスクについての事前説明

＜事後措置＞

- 漏えい後の迅速・的確な対応：顧客にメール等で早期に周知

4-1 現状における問題点解決の一方策

- 立証資料の偏り

→ 求釈明、当事者照会、文書提出命令等

<問題点>

- セキュリティ関係書類が機密資料扱いの場合は「自己使用文書」に該当？（民事訴訟法220条4号二）
- 開示による脅威はないか？



4-1 現状における問題点解決の一方策

- 漏えい元特定の困難性
- 複数の情報が別の事業者から漏えいしたことによる損害
 - 関係事業者について共同不法行為
(民法719条1項後段)の成立を認める
- 成立の効果：不真正連帯債務（通説）
- 一連のサービス提供者として客観的関連共同性を認めることが可能では
- 消費者側の過失：過失相殺の問題

4-2 今後の責任分担の方向性

- 共同不法行為(≡ネットワーク責任論)構成の問題
 - : 濫訴や恣意的な当事者の選定の恐れ
 - : (ネットワーク責任論)オープンネットワークでは根拠が妥当しない?
- 利便性と安全性のバランス
 - : 利便性享受に相応する責任分担を



安全管理措置等に関する情報の相互開示

(事業者間・利用者と事業者間)

4-2 今後の責任分担の方向性

<今後の課題>

- 安全管理措置等に関する情報の開示方法・
程度：特に消費者に対する説明
(理解できる説明は可能か?)
- 評価基準の確立
- 保険の利用

